

家庭用生ごみ堆肥化装置設置補助金

R3.10.18

手続きの流れ

- ①事前にこの補助金の説明を受けてから、購入する生ごみ処理機(コンポスト等含む)の機種・購入店を決め、そのお店で見積書を作成してもらってください。
(注)この時点では、まだ購入しないでください。
 - ②様式1号、2号と見積書を市役所生活環境課または支所へ提出してください。
(注)申請者の身分証明書が必要になります。
 - ③市が申請書等を受理後、1週間程で補助金決定の可否をご連絡いたします。
(注)この補助金決定の連絡を受けてから購入してください。
 - ④購入後、様式3号(完成届)に領収書、生ごみ処理機の設置写真(カラー印刷可)を添付して、市役所生活環境課または支所へ提出してください。また、提出時に補助金の請求書を記入していただきます。
 - ⑤様式3号(④の書類)を提出後2~3週間後に申請書記載の金融機関口座に補助金の振込があります。
- ◇購入先は高山市内に本店のある、市内のお店に限られます。
◇家族を含め市税に滞納のある世帯は申請いただけません。
◇生ごみ処理機設置後5年間、この補助金の目的に反して使用、譲渡、貸付、担保に供することはできません。
◇以前にこの補助金をうけたことのある世帯も申請いただけます(2回目以降の申請も可)。

[書類提出の注意点は裏面へ⇒]

【問合先・提出先】 高山市役所 2階 生活環境課

電話 0577-35-3138

※支所地域にお住まいの方は支所でも可

書類提出の注意点

- ①購入店は高山市内に本店のある、高山市内のお店に限られます。
- ②申請時に添付する見積書は、購入予定のお店で作成してもらってください。
- ③見積書は、購入予定の機種、型番など製品が特定できる内容で作成してもらってください。
※カタログ等も添付いただけると助かります。
- ④申請書(様式第 1 号)の補助金振込先口座の金融機関名、店名、預金種目、口座番号は正しく記載してください。
※必ず通帳をご確認ください。
- ⑤同上の口座名義欄の名義人(漢字)の上には必ずフリガナ(口座名義カタカナ)を振ってください。
- ⑥領収書の日付は、市から補助金決定の連絡後の日付となります。
- ⑦領収書の宛名は、申請者の名前としてください。
- ⑧領収書の金額は、見積書の金額と同額になります。
- ⑨領収書の記載金額が 5 万円を超える場合は、収入印紙の貼付(割印のあるもの)が必要となります。
※ただし、但し書き等で消費税額が明記しており、消費税額を差し引いた本体価格が 5 万円に満たない場合を除く。また、税務署の印紙省略承認を受けている販売店は不要。詳しくは、販売店にお尋ねください。